

## 自律的労使関係制度の措置に関する申入れ

政府は、昨年12月、国家公務員に関する自律的労使関係制度に関する改革素案を示すとともに、国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会報告を取りまとめ、国民の意見を伺い、次期通常国会に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するための法案を提出するとしている。

一方、地方公務員の労働基本権のあり方については、国家公務員制度改革基本法附則第2条の規定において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」とされているが、国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会報告において、「地方公共団体や地方公務員の特性も十分に踏まえて別途検討がなされるべき重要な課題である」とされているのみで、これまで政府の考え方や今後の方針等については、特段、明らかにされていない。

当全国市長会では、地方公務員の労働基本権のあり方に関し、国家公務員制度改革推進本部に設置された労使関係制度検討委員会の求めに応じ、市長アンケート調査を行い、その結果を報告するとともに、ヒアリングにおいて意見を申し上げてきているが、協約締結権の付与については、交渉に要するコストが増加する、行政サービスに影響を及ぼす、人件費増を招くなどの懸念意見が多く寄せられたことを申し上げたところである。

また、①地方公共団体は、国とは異なり、住民に身近で多様な行政事務を担っていることから、行政サービスの確保を踏まえた協約締結権を付与する対象職種や制度設計のあり方の検討が必要であること、②地方公共団体の規模は千差万別であり、さらには、職員の任命権者も首長、行政委員会、議会や公営企業部局等多様であることから、これらを踏まえた検討が必要であること、③住民に身近な地方公共団体においては、住民への説明責任の観点から、給与等の勤務条件については、労使交渉とともに、住民の代表者たる議会の関与が必要不可欠であること、④さらには、地方公務員の給与等の勤務条件の統一的な原則のあり方及び民間給与の参考指標の作成やその把握のあり方についての検討の必要性等から、地方公務員の労働基本権のあり方については、単純に国家公務員と同様に考えることなく、地方公共団体の実情を十分踏まえた検討を求めたところである。

したがって、政府においては、地方公務員の労働基本権のあり方については、国とは異なる地方公共団体、地方公務員の特性や実情について十分把握し、課題、問題点等を整理しつつ検討することが必要であるので、そのための専門的な第三者委員会としての検討組織を設置し、慎重に検討を行うよう求めるとともに、その法制化等に当たっては、国と地方の協議の場において対等の立場で真摯に協議し、地方の意見を十分取り入れた仕組みとなるよう強く要請する。

平成23年1月13日

全国市長会行政委員会委員長  
新見市長 石垣正夫